

平成 30 年 2 月 1 日
茨 城 県
水 戸 地 方 気 象 台

茨城県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

茨城県と水戸地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を見直し、平成 30 年 2 月 8 日から通常基準により運用します。

平成 28 年 12 月 28 日に発生した茨城県北部を震源とする地震により、茨城県高萩市では、震度 6 弱、日立市では、震度 5 強を観測しました。この地域では地盤の緩みを考慮し、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、高萩市で通常の 7 割、日立市で通常の 8 割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり茨城県土砂災害警戒情報の暫定基準を見直すこととしますのでお知らせします。

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

1. 暫定基準を変更する日時

平成 30 年 2 月 8 日 13 時

2. 暫定基準を廃止して通常基準とする市（別紙に図示）

高萩市、日立市

これにより、茨城県内の市町村の土砂災害警戒情報の発表基準は全て通常基準となります。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

気象庁HP：<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

茨城県の土砂災害に関するメッシュ情報の URL は、以下を参照してください。

<http://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>

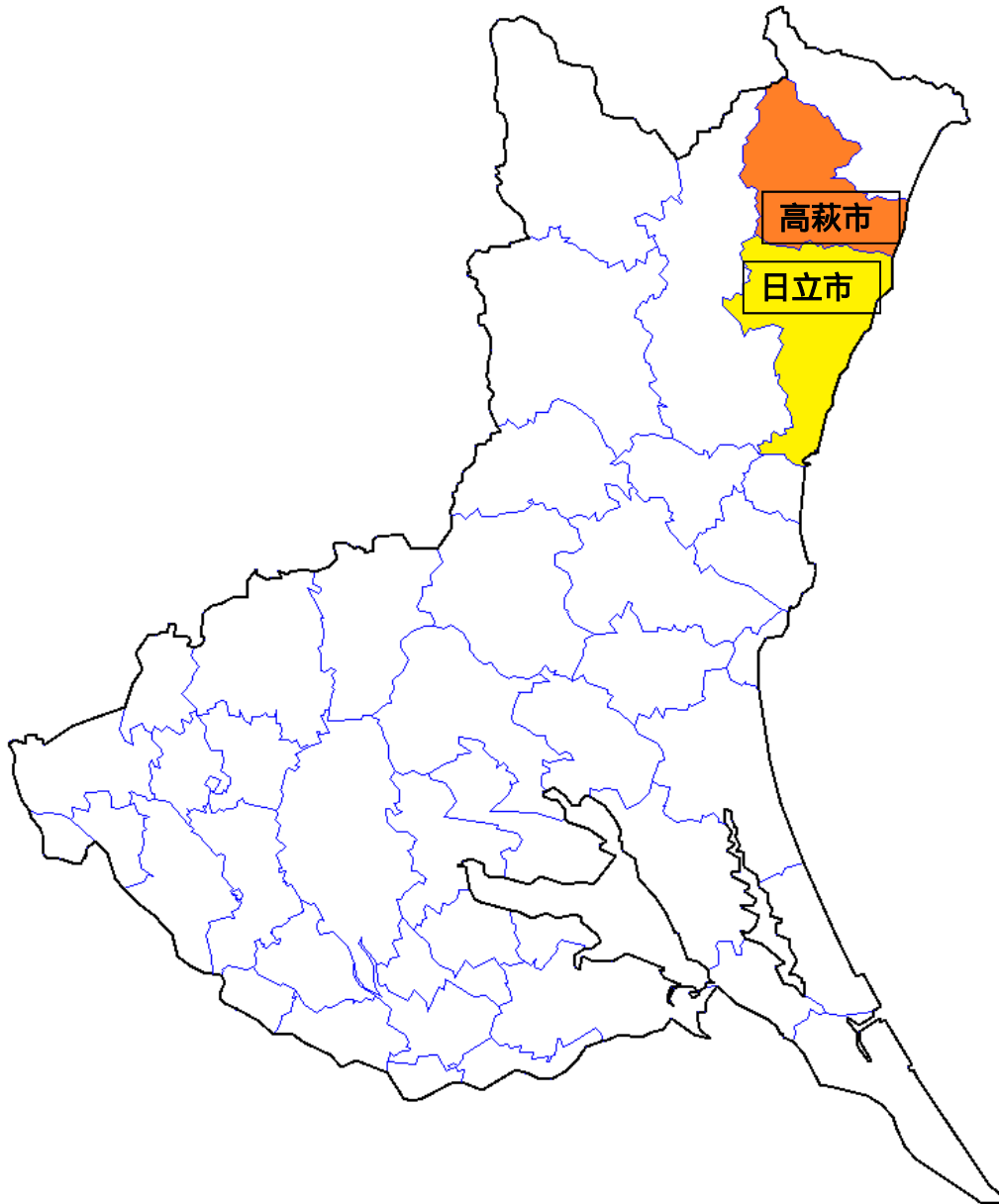
問合せ先：茨城県土木部河川課ダム砂防室 担当：古内



電話 029-301-4480 FAX 029-301-1370

水戸地方気象台 担当：宮下

電話 029-224-1106 FAX 029-227-5230

土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止地域



-  地震により通常基準の7割で運用していたが、通常基準に戻す市
-  地震により通常基準の8割で運用していたが、通常基準に戻す市